

麦の収穫に向けて



主な内容

後期高齢者医療制度のお知らせ	2~4
スプレー缶の分別収集が始まります	6
木曾岬町職員募集	8
みんなの給食	13
健康増進計画・食育推進計画 No.6	18



木曾岬町の人口と世帯数 5月1日現在

人口	6,422人	(前月比-17)
男	3,262人	(前月比-3)
女	3,160人	(前月比-14)
世帯数	2,396世帯	(前月比-1)

後期高齢者医療制度のお知らせ



わたしたちの
まちな
NEWS

INFORMATION
きそさき

生活のミニ情報

教育委員会だより

警察署コーナー

こんにちは保健師です

カレンダー

被保険者証について

新しい被保険者証（ピンク色）を、平成29年7月中旬に、簡易書留にて送付いたします。

平成29年8月1日以降、病院や薬局の窓口では新しい被保険者証（ピンク色）を提示してください。若草色の被保険者証は、平成29年8月1日以降ご使用になれませんので役場住民課に返却してください。（ご自身で処分する場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分注意してください。）

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を納付いただきます。

原則、7月中旬頃に保険料額および納付方法の通知を役場住民課から送付します。

●保険料の計算方法

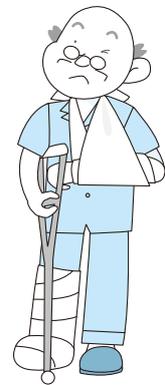
保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

●平成29年度の保険料の計算方法は下記のとおりです

均等割額 43,870円	+	所得割額 (総所得金額等※ - 33万円) × 9.06%	=	年間保険料額 (賦課限度額57万円)
------------------------	---	--	---	------------------------------

※総所得金額等とは

- 各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- 遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- 各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されません。



●保険料の軽減措置

◆所得が低い世帯に属する方は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）	9割	4,387円
33万円以下	8.5割	6,580円
(33万円 + 被保険者数 × 27万円) 以下	5割	21,935円
(33万円 + 被保険者数 × 49万円) 以下	2割	35,096円

【注1】世帯は4月1日（年度途中で資格取得された方は資格取得日）時点での状況で判定されます。

【注2】前年（1月から3月までは前々年）12月末日の年齢が65歳以上の方の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

【注3】事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

【所得割額の軽減】

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等 - 33万円）が58万円以下の場合、所得割額が2割軽減されます。

●保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書および納付書を送付します。

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

●申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の被保険者およびその方と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する被保険者の方は、申請により負担が1割になります。（7月末までに申請された方は8月から、8月以降に申請された方は申請月の翌月から負担割合が変更されます。）

◇同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）・・・383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

◇同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）・・・520万円未満

後期高齢者健康診査について

平成29年6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

●対象者 平成29年8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方

●送付スケジュール

4月末時点の被保険者	⇒ 6月下旬発送
5月～7月中に被保険者となられるかた	⇒ 8月下旬発送
8月中に被保険者となられるかた	⇒ 9月下旬発送

●受診期間 平成29年7月から平成29年11月末までの間

●受診場所 病院・診療所など

●受診方法 受診券等をご覧ください。

●自己負担額 住民税課税世帯の方 500円 住民税非課税世帯の方 200円



※なお、健康診査を受診されたかたには自己負担を助成いたします。

受診後、「医療機関の領収書・被保険者証・印鑑・振込先口座のわかるもの」を持参の上、役場住民課へ申請ください。

制度改正の予定について

国による医療保険制度の見直しにより、以下の改正が平成29年8月から平成30年4月の間に予定されています。

●高額療養費

高額療養費とは、ひと月に支払った保険診療の医療費が高額になり、個人もしくは世帯の所得に応じて決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

平成29年8月から、上限額が下表のように変わります。

平成29年7月まで			平成29年8月から			
所得区分	自己負担限度額(月額)			自己負担限度額(月額)		
	外来(個人)	入院(個人)	世帯合算	外来(個人)	入院(個人)	世帯合算
現役並み所得者	44,400円	80,100円 +1% ^{※1} (44,400円) ^{※2}	80,100円 +1% ^{※1} (44,400円) ^{※2}	57,600円	80,100円 +1% ^{※1} (44,400円) ^{※2}	80,100円 +1% ^{※1} (44,400円) ^{※2}
一般	12,000円	44,400円	44,400円	14,000円 ^{※3}	57,600円 (44,400円) ^{※2}	57,600円 (44,400円) ^{※2}
低所得	II	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	24,600円
	I		15,000円		15,000円	15,000円

- ※1 「+1%」は医療費総額が267,000円を超えた場合、超過額の1%を負担。
- ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
- ※3 1年間(8月～翌年7月)の外來(個人)の自己負担額の合算額に、年間144,000円の上限があります。

●入院時の食事代および居住費(食事療養標準負担額および生活療養標準負担額)

〈一般病床〉 食事代は、1食分として定められた費用のうち下表の額(標準負担額)を負担いただきます。

平成30年4月から下表のように変わります。

所得区分		平成30年3月まで	平成30年4月から
現役並み所得者	一般	1食当たり 360円 ^{※1}	1食当たり 460円 ^{※1}
低所得II	過去12か月の入院日数が90日以内	210円	210円
	過去12か月の入院日数が90日超(長期入院該当) ^{※2}	160円	160円
低所得I		100円	100円

- ※1 指定難病患者の方、一定期間精神病床に入院中等の方は、260円の場合もあります。
- ※2 長期入院該当の認定を受けている限度額認定証を医療機関の窓口に表示した場合。

〈療養病床〉 食費と居住費は、定められた費用のうち下表の額(標準負担額)を負担いただきます。

平成29年10月と平成30年4月からの2回に分けて変更されます。

※病状の程度、治療の内容により負担額が異なります。

入院医療の必要性の高い者以外のもの

所得区分		平成29年9月まで	平成29年10月から
現役並み所得者	一般	1食当りの食費 460円 ^{※1}	1食当りの食費 460円 ^{※1}
低所得II	一般	1日当りの居住費 320円	1日当りの居住費 370円
		1食当りの食費 210円	
低所得I	一般	130円	130円
高齢福祉年金受給者		100円	100円
		0円	0円

- ※1 保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。
- ※2 指定難病患者の方は0円です。

入院医療の必要性の高い者

所得区分		平成29年10月から 平成30年4月から	
現役並み所得者	一般	1食当りの食費 (平成30年3月まで) 360円 ^{※1} (平成30年4月から) 460円 ^{※1}	1日当りの居住費 ^{※2} (平成29年9月まで) 0円
低所得II	過去12か月の入院日数が90日以内	210円	(平成29年10月から) 200円
	過去12か月の入院日数が90日超(長期入院該当) ^{※3}	160円	(平成30年4月から) 370円
低所得I		100円	

- ※1 指定難病患者の方、一定期間精神病床に入院中等の方は、260円の場合もあります。
- ※2 指定難病患者の方、高齢福祉年金受給者は、0円です。
- ※3 長期入院該当の認定を受けている限度額認定証を医療機関の窓口に表示した場合。

●問合せ先 ・三重県後期高齢者医療広域連合事業課
被保険者証・保険料・一部負担金関係 ☎059-221-6883 健康診査・療養費関係 ☎059-221-6884
・役場 住民課 ☎68-6103



児童手当の現況届の提出は 6月30日までに!

現在、児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届けは、毎年6月1日における状況を把握し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届けの提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※「現況届」は6月上旬頃、役場より各家庭へ送付いたします。

●現況届に必要な添付書類等

●健康保険被保険者証の写し等

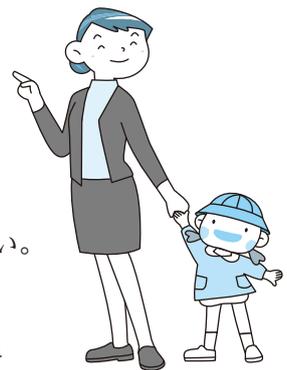
請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出してください。

●前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書

木曾岬町に平成29年1月1日現在、住民登録がない保護者は、提出してください。

★この他、必要に応じて提出する書類があります。

●問合せ先／役場 福祉健康課 児童手当係 ☎68-6104



みなさんご存知ですか？

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【支給期間】

児童が18歳に達する年の年度末まで（※精神または身体に一定以上の障がいがある場合は20歳未満までです）

【支給要件】

次に該当する児童について、父、母または養育者が監護等している場合に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母の婚姻によらないで生まれた児童
- 父母とも不明である児童

特別児童扶養手当とは？

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

【支給要件】

身体や精神に障がいのある児童を監督・保護している父、母または養育者に支給されます。

●受給するためには？

- 手当を受給するためには、お住まいの市町村へ申請が必要です。
- 手当は申請の翌月分から支給開始となります。
- 手当の支払いは、児童扶養手当は原則として4月、8月、12月の年3回、特別児童扶養手当は原則として4月、8月、11月の年3回、4か月分が支給されます。

●問合せ先／役場 福祉健康課 ☎68-6104

消火器の使用期限を ご確認ください!!

消火器は材質や安全率等を基に使用期限が定められています。使用期限を過ぎた消火器は破裂による人身事故の危険がありますので、放置せず速やかに新しい消火器に取替えてください。特に、腐食・キズ・変形などがみられる消火器は、たとえ使用期限に達していても直ちに交換を行ってください。

また、高温、多湿、腐食性ガスや潮風の当たるところでは、使用期限内でも操作に故障を生ずることがありますので、消火器を格納箱に入れるなどの保護をし、維持管理にご注意ください。

※近年、点検業者と名乗る者が言葉巧みに署名させ、高額な料金を請求するなどの不正な訪問販売や訪問点検等が多発しています。消火器の点検や訪問販売等にはくれぐれもご注意ください!

●問合せ先

危機管理課 ☎68-6101



スプレー缶の分別収集が始まりました

平成29年4月から、穴あけ不要となりました。有害ごみ(乾電池、蛍光管、体温計・温度計)と同様に、資源ごみ回収事業において回収を行います。

回収場所に備え付けのコンテナに入れてください。

- 【出し方】**
- ①中身を完全に使い切って(缶を振って、中身が空であることを確認して)
 - ②穴をあけずに(プラスチック部分を取り外して)
 - ③資源ごみ回収場所に備え付けのコンテナに入れてください。

※従来どおり、穴をあけたスプレー缶についても、スプレー缶コンテナに入れてください。
 ※収集車やごみ処理施設の火災の原因になりますので、不燃ごみやスチール缶資源ごみには混ぜないでください。
 ※やむを得ず、不燃ごみとして出す場合は、必ず中身を出し切り、穴を開けてから捨ててください。なお、ガス抜き作業は必ず火の気の無い風通しの良い屋外で行うようにしてください。

資源ごみ回収事業

場 所	回収場所・回収時間
地区別20ヶ所	第4日曜日 午前7時(午前7時30分、午前8時)～午前8時30分 (開始時間は地区により異なります。)
輪心乃里	輪心乃里車庫内 月～金(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時 土・日(毎月第4日曜・年末年始を除く) 午前8時～正午 年末年始以外は、土・日が祝日の場合も実施します。

※輪心乃里に小型家電を出される時は、さくら作業所へ連絡してください。(☎68-2760)

ご寄付を いただきました

5月8日(月)、町内に本社を置く株式会社アイ・エヌ・ジーの青山社長が町長室を訪れ、町の教育振興に役立てていただきたいと多額のご寄付を賜りました。

株式会社アイ・エヌ・ジー様からは平成18年から多額のご寄付をいただいております、ご意向に沿うよう町の「夢とふれあい教育基金」に積み立て、有効に運用させていただきます。

書面をもってお礼申し上げます。



「三重おもいやり 駐車場利用証制度」 利用証の更新について

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者および難病の方がお使いの利用証の有効期限は5年です。利用証に表示されている有効期限をご確認のうえ、有効期限までに更新手続きを行ってください。有効期限の3か月前（平成29年9月末が有効期限の利用証をお持ちの方は、平成29年7月1日）から、役場福祉健康課、北勢福祉事務所の窓口または郵送で手続きできます。

また、7月から右記の方の利用証の有効期限を廃止します。平成29年6月以前に利用証の交付を受けた方は、更新手続きを行っていただくことで利用証の交付要件に該当しなくなるまでお使いいただけます。

なお、障がいの等級の変更等により交付基準に該当しなくなった場合は、県地域福祉課、北勢福祉事務所、役場福祉健康課の申請窓口または郵送により利用証を必ず返却してください。

詳しくは、役場福祉健康課

☎ 68-6104
FAX 66-4841
または県地域福祉課

☎ 059-224-3349
FAX 059-224-3085

E-mail: ud@pref.mie.jp 及び
ホームページ

<http://www.pref.mie.lg.jp>
/UD/HP/73426012526.htm

ふとん洗濯サービス のご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠

洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・消毒により汚れやダニもきれいにとれる寝具洗濯サービスをご利用ください。

● **申込方法**
役場福祉健康課にて利用料とともに申し込んでください。
(印鑑をお持ちください。)

● **申込期限**
6月30日(金)

● **実施日**

7月中に業者がお宅へお伺いして布団をお預かりし、概ね1週間以内にお届けします。

なお、お伺いする日時は、業者

から連絡します。
* 布団の貸出し有 (有料)

● **対象寝具**
① 掛け布団+敷き布団+毛布
② マットレス+ベットパット+掛け布団+毛布

③ マットレス+ベットパット+掛け布団+敷き布団+毛布
* 羽毛布団等もご利用いただけます。

● **利用料**
① 700円
② 910円
③ 1,130円

● **利用対象者**
・ 概ね65歳以上の一人暮らしの方
・ 介護認定を受けた方
・ 心身障がい児(者)で衛生管理が困難な方

● **申込および問合せ先**
役場 福祉健康課
☎ 68-6104



平成29年度 公益財団法人 三重県下水道公社 下水道排水設備工事責任 技術者試験のお知らせ

● **試験日時**

11月29日(水)
午後1時から

● **試験会場**

三重県総合文化センター

津市一身田上津部田1234

● **申込受付期間**

8月1日(火)～8月31日(木)

※当日消印有効

● **問合せ先**

(公財)三重県下水道公社

総務課

下水道排水設備工事責任技術者

資格認定業務担当

☎ 0598-53-2331

<http://www.nie-kousha>

/or.jp/

役場 建設課
☎ 68-6106

平成30年4月1日採用 木曾岬町職員募集

1. 募集職種・採用予定人員・資格基準

職種	採用予定人員	受験資格
一般職員 (事務職)	2~3人程度 ※今後の採用計画の見直しおよび 職員の退職により変更する 場合があります。	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、大学、短大等若しくは、高等学校を卒業または平成30年3月31日までに卒業見込みの人

※日本国籍を有し、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人

2. 試験の日時、場所および合格発表

●1次試験【三重県町村会の統一試験】

日時／9月17日(日)
午前9時10分から受付開始
場所／三重県立四日市高等学校
試験内容／教養試験(高卒程度)、職場適応性検査、事務適性検査
結果通知／10月上旬に1次試験受験者全員に郵送で通知します。

●2次試験【1次試験合格者】

日時／10月26日(休)
試験内容／①小論文試験 ②集団討論
③面接試験
会場／木曾岬町役場
※詳しくは第1次試験合格者に通知します。

3. 受験手続

◆試験申込書・履歴書の請求

●直接役場へ出向く場合

木曾岬町役場(木曾岬町大字西対海地251番地) 3階総務政策課までお越しください。

●郵便で請求する場合

表面に「職員採用試験申込書希望」と記載した封筒に、返信用封筒(140円切手を貼付し、宛先を明記した角形2号[33cm×24cm程度の大きさ])を必ず同封し、〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 木曾岬町役場 総務政策課人事係宛に請求してください。

◆受験申込

●提出書類

- (1)試験申込書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真2枚貼付)
- (2)履歴書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真1枚貼付)
- (3)最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書(高等学校卒業程度の認定試験合格者は合格証明書)
- (4)返信用封筒(1次試験結果送付用 402円(簡易書留郵便代)を貼付し、宛先を明記した角形2号[33cm×24cm程度の大きさ]) ※提出書類については返却いたしません。

●提出先

〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 木曾岬町役場総務政策課人事係
※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と記載してください。

●受付期間

7月3日(月)~7月26日(水) 午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日および祝日は不可)
※郵送の場合は、7月26日(水)午後5時15分到着分まで有効。

◆受験票の送付

9月上旬に送付しますので、試験日当日には必ず持参してください。

●問合せ先／役場 総務政策課 人事係 ☎68-6100

各種制度等の案内については、町のホームページをご覧ください。

木曾岬町長・木曾岬町議会議員に当選証書を付与

平成29年4月23日に投開票が行われた木曾岬町長選挙および木曾岬町議会議員選挙の当選証書付与式が4月24日役場にて行われました。

4月18日に告示された、木曾岬町長選挙には加藤隆氏のほかに立候補者の届け出がなく無投票で当選が決まり、町議会議員選挙においては10名の立候補者の中から8名が選挙で決まりました。

この日の付与式では、当選した町長および町議会議員8人に町選挙管理委員会の波多野委員長から当選証書が手渡され「未来ある木曾岬町建設のために尽力をお願いしたい」とあいさつがありました。

町長の任期は5月5日から、町議会議員の任期は5月18日から4年間です。



複合型施設建設通信 Vol.18

建設中の教育文化棟2階には、移動観覧席を設置し約280人を収容できる立派な町民ホールができあがります。講演会や太鼓の演奏等「観る」「聴く」「演じる」「創作する」ことで、豊かな心を育むだけでなく、人と人との交流を通じて発展し、多くの人の交流の場となることでしょう。木曾岬駅（複合型施設ロビー）からお洒落な階段を上がり、広々とした廊下を抜けた先には……。今から想像するだけでワクワクしてきます。

さて、前回の行政棟・木曾岬駅の工事では、各棟毎に外部足場のメッシュシートの色分けを行いました。教育文化棟の足場がせり上がっていく中で、今回はどんな色分けになっているのでしょうか。楽しみにしててくださいね。

また、6月になると福祉棟（福祉教育センター）の改修工事もスタートします。町民の皆様とは、しばらくの間お別れとなりますが、綺麗に生まれ変わってお会いできる日まで楽しみにしててくださいね。

また、日ごろより工事車輛等で皆様には大変ご迷惑お掛けしております。作業員一同安全第一にて作業してまいりますので、ご理解ご協力よろしくお願いします。



歯にやさしい おやつ作り

親子で楽しくクッキングしながら、
幼児期に必要な
栄養やおやつのポイントについて
学びましょう。

- 日 時／6月16日（金） 午前10時～
- 場 所／保健センター
- 対 象／1歳～4歳の子どもの持つ保護者
- 定 員／20組（当日は託児あり）
- 参加費／1組200円
- 持ち物／エプロン、三角巾、布巾、器、子どもスリッパ
- 申込方法／6月9日（金）までに木曾岬町保健センター（☎68-6119）管理栄養士または子育てサロン保育士までお電話もしくは窓口にてお申し込みください。（定員になり次第締め切ります）



生活のミニ情報

平成29年工業統計調査にご協力ください

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。

調査時点は29年6月1日です。調査票へのご回答をお願いいたします。

経済産業省・都道府県・市区町村



政府統計



工業統計キャラクター
コウちゃん

事業主のみならずへ

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新は早めに!

労働保険料(平成28年度確定・29年度概算)の申告・納付は6月1日(木)～7月10日(月)までです。

★年度更新集合受付会を開催します

日時

7月6日(木)・7日(金)・10日(月)

午前9時～午後4時

場所

四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野の各労働基準監督署
桑名市城東地区複合施設「はまぐりプラザ」
鈴鹿市神戸コミュニティセンター
尾鷲公共職業安定所
以上9会場

※申告書記載について不明な場合は、次の資料をお持ちください。

- ①概算・確定労働保険料／一般拠出金申告書
- ②作成した平成28年度確定分の賃金集計表
一括有期事業のうち建設の事業については、工事台帳(請負金額・工期等が確認できるもの)
- ③事業主印鑑
(法人は代表者印鑑)

※労働保険の年度更新手続きは、電子申請により労働局・労働基準監督署へ出向かなくても自宅・オフィスから、いつでも手続きができます。
(詳しくは、電子政府の総合窓口へ <http://www.e-gov.go.jp/>)

go.jp/

問 三重労働局総務部

労働保険徴収室
津市島崎町327-2

☎059-226-2100

「法定相続情報証明制度」が始まります!

法務局では、相続手続を簡素化することを目的として、5月29日(月)から「法定相続情報証明制度」を開始します。

この制度は、提出された戸籍などの書類を基に、法務局が法定相続人が誰であるのかを確認し、戸籍謄本等に代わる公的証明書を無料で発行するものです。相続登記はもちろんのこと、金融機関における預貯金の払戻し等、様々な相続手続で御利用いただけます。

本証明書に関する疑問点等につきましても、左記問合せ先までお気軽にお問合せください。

問 津地方法務局不動産登記部

☎059-228-4372

(午前8時30分～午後5時15分まで、土・日・祝日休み)

応急手当普及員講習会

●開催日時

7月23日(日)・24日(月)・25日(火)の3日間

午前9時～午後5時30分まで
※3日間とも受講が必要

●開催場所

桑名市大字江場7番地
桑名市消防本部 2階研修室

●申込方法

桑名市役所 防災・危機管理課へ電話(0594)244-5297・FAX(0594)2412945)で申し込み(申込方法を係員が案内します)

●受付期間

6月1日(木)～7月18日(火)まで。

●定員

30人(先着順にて定員になり次第締め切り)

●受講料

無 料

●対象者

事業所・各種団体等で、AEDを含めた心肺蘇生法や応急手当の指導、普及啓発を行っていただけの方

●講習内容

心肺蘇生法を中心とした応急手当の方法と指導要領

●認定証

所定の講習時間を修了し、一定のレベルに達した方に「応急手当普及員認定証」(3年間有効)を交付

●受講上の注意事項

- (1)受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2)動きやすい服装、靴でお越しください。
- (3)講習時間に遅刻、早退した場合は、講習修了が認められません。
- (4)食事は各自でご用意ください。なお、ごみは各自でお持ち帰りいただきますようお願いいたします。
- (5)当日は、講習が終了するまで原則車の出し入れはできません。
- (6)来場の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

応急手当普及員再講習会

●開催日時

7月26日(水)

●開催場所

午前9時～正午までの3時間
桑名市大字江場7番地
桑名市消防本部 2階研修室

●申込方法

「応急手当普及員再講習申込書」に必要事項を記入の上、

桑名市役所 防災・危機管理課まで、ファックス・メール・郵送・持参（執務時間内：平日午前8時30分～午後5時）のいずれかでお申し込みください

☎0594-24-5297
（お問い合わせ先）

FAX 0594-24-2654

E-MAIL bosaim@city.

kuwana.lg.jp

〒511-8601 桑名市中央町

2丁目37番地

※申込書については、桑名市ホームページにアップロードしておりますので、ダウンロード・保存後、ワード入力およびデータ（メール添付）での提出も可能です。↓「桑名市HPトップ画面」↓「消防本部・消防署」↓「講習会」↓「救命講習のご案内」↓「応急手当普及員再講習」

●受付期間

7月14日（金）まで

●受講料は必要ありません

●受講上の留意事項

- (1) 応急手当普及員認定証を必ず持参してください
- (2) 筆記用具を持参してください
- (3) 動きやすい服装、靴でお越しください
- (4) 講習開始時間に遅刻または途中での退席および早退した場合は、講習修了とは認められません。（認定証は交付され

ません）
(5) 駐車台数に限りがあります。可能な方は、公共交通機関、乗り合わせ等でのご来場にご協力をお願いします

(6) 再講習受講者に文書にて通知をしておりますが、平成29年度からは送付いたしませんので、予めご了承ください。

※受講日から3年が過ぎますと、応急手当普及員としての認定が喪失します。

「子どもの人権110番」強化週間のひびく

●目的

平成28年中における法務省の人権擁護機関が救済手続を開始した人権侵害事件数は、19,443件であり、対前年比で1,556件(7.4%)減少しており、教育職員による体罰に関する人権侵害事件数についても448件(対前年比9.3%減少)といずれも減少している。一方、学校における「いじめ」に関する人権侵害事件数は3,371件(対前年比13.2%減少)と減少し、学校におけるいじめ事案は、全事件数の17.3%を占めており、6年連続して3,000件を超えており、依然として高い水準にある。

このような子どもをめぐる種々の人権問題の解決を図るための取組を強化することを目的として、今年度も全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

●実施日時等

(1) 期 間

6月26日（月）～7月2日（日）までの7日間

(2) 時 間

午前8時30分～午後7時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時～午後5時まで

(3) 相談番号

「子どもの人権110番」
0120-0007-1110
（全国共通フリーダイヤル・無料）

問

津地方法務局人権擁護課
☎059-228-4193

教育委員会
だより

問合せ先
教育委員会
☎68-1617



子どもの日の集い

5月2日、中部、南部幼稚園・保育園で子どもの日の集いを行いました。

「♪やねよ～りた～か～いこいの～ぼ～り～…♪」。まずは、みんなで町長さんへの歌のプレゼント。ホールに元気いっぱいの子どもの歌声が響きました。今度は、町長さんからのプレゼントのお返しに、大きな声で「ありがとう!」。プレゼントをもらってにっこり笑顔の子どもたちでした。

端午の節句には菖蒲の葉をお風呂に入れたり頭に巻いたりすることや、なぜちまきや柏餅を食べるのかなど、日本の伝統行事について先生たちからお話をしました。すると、「そうなんだ」と興味を示したり、「柏餅、お店で見たことある!」と話したりする子どももいました。その後、病気やケガをせずに大きく成長できるようにと願いを込めて、みんなでちまきをいただきました。

最後は、かぶと取りゲームをしたり紙皿シアターを観たりして、子どもの日の集いを十分楽しみました。

地域とともに子どもの育ちを創造する ～CSの可能性を求めて③～

木曾岬町では平成28年4月にコミュニティ・スクールを導入し、幼稚園、小・中学校では多くの保護者や地域の皆様と協働しながら、教育活動の充実に努めています。今回は、中学校の取組について紹介します。

「木曾岬中学校学校運営協議会」より

昨年度、「地域とともに子どもの育ちを創造する」ことをテーマに、これまでの「開かれた学校づくり」から一歩踏み込んだ「学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)」を導入しました。学校運営協議会では、地域の6名の方を委員として委嘱し、年間3回開催しました。それぞれの協議会では、学校目標や学校の取組、また学校運営に関わる重要事項等を説明し、委員の方からは質問や意見を頂きました。

昨年度の最終回では、学校評価に関わっての意見交換を行い、学校運営の成果と課題が明らかになりました。成果としては、生徒が学校生活や学習活動において安心度が高いこと、キャリア教育での講演会や体験学習の取り組みにより生徒の関心度が上がっていること、また保護者の受け止めとして学校からの情報発信がなされていることが挙げられました。今後の改善点としては、保護者が学校や教育についての興味関心を高められるような手立てを考えること、生徒の木曾岬町への郷土愛を高めること等が話されました。



今年度も引き続き学校運営協議会を定期的で開催し、学校のこと、教育のこと、生徒のことなどについて話し合いの場を持ちながら、地域とともに子どもの育ちを創造していきたいと考えています。



スポーツ少年団主催 “普通救命講習会” 参加者募集!!

木曾岬町スポーツ少年団本部では、下記の日程にて普通救命講習会(AED操作含む)を開催します。

当講習会はスポーツ少年団関係者以外の方でも、受講していただけるような内容にしていますので、受講を希望される方の応募をお待ちしております。

- 開催日時／7月16日(日) 午前9時～正午頃
- 会場／木曾岬小学校ふれあいホール
- 研修内容／心肺蘇生・AED操作方法
- 受講料／無料

※受講希望者は6月26日(月)までにスポーツ少年団本部事務局(☎68-1617)までご連絡ください。

～第16回木曾岬町サッカー大会～ 参加者募集

サッカー好きの仲間同士などのチームでふるってご参加ください。

- 大会日時／7月2日(日) 午前9時試合開始
※集合 午前8時20分 開会式 午前8時30分
※雨天の場合中止、順延無し
- 場 所／木曾川グラウンド
- 主催／木曾岬町サッカー大会実行委員会
- 後 援／木曾岬町教育委員会
- 申込締切日／6月23日(金)午後5時までに登録用紙に必要事項を記入し、大会主催者もしくは町教育委員会まで提出ください。
- 参加費／1チーム1,000円(保険代含む)
※中学生チームは参加費免除
- 参加資格／中学生以上で1チームに木曾岬町在住の方が8名以上いること。
- その他／試合時間やその他詳細については、実行委員会代表に直接問合せください。
- 問合せ先／木曾岬町サッカー大会実行委員会代表
伊藤 勇 ☎090-3562-1716
もしくは、教育委員会 ☎68-1617



みんなの給食 ～子どもの健やかな成長のために～

給食が始まって2ヶ月が経ちました。お子さまは、給食を楽しみにしてくれていますでしょうか？さて、今回は、「食育月間」の取組について紹介をします。

●「食育月間」とは？

「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができるようにする取組です。

食育基本法に基づき策定された国の食育基本計画では、毎年6月を「食育月間」と定めており、木曾岬町でも以下の取組を行っています。

～「かみかみ給食」の実施～

●「かみかみ給食」とは？

「かみかみ給食」は、よく噛んで食べることを意識づけるため、噛む力が必要になる食材を使用して作られた給食のことです。よく噛んで食べることは、「胃腸の働きが良くなり栄養が吸収しやすい」「肥満になりにくい」「虫歯になりにくい」「歯並びが悪くなりにくい」「脳の発達を促す」など、たくさんのメリットがあります。

木曾岬町給食センターでは、歯と口の健康週間（6月4日～10日）の開始にあたり、6月2日（金）に「かみかみ給食」を提供します。

～「かみかみ給食」の献立～

6月2日（金）： 麦ごはん・牛乳・かみかみイカメンチ
ほうれんそうおかかか和え・けんちん汁



～地物を活用した給食の提供「みえ地物一番給食の日」～

●「みえ地物一番給食の日」とは？

三重県では、毎月第3日曜日の前後2週間の中で「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組に力を入れています。特に、取組の強化月間を6月と11月の2回とし、取組の定着を図っています。

木曾岬町給食センターでも、毎月、「地物一番の日」として木曾岬町産や三重県産の食材を使った給食を提供しています。強化月間には、地物食材の活用にとさらに力を入れた献立を作成し、子どもたちに喜んでもらえる安全でおいしい給食の提供に努めています。その他の取組として、小学校では、給食の時間に給食委員会が校内放送を行い、献立や食材について理解を深めてもらえるように工夫をしています。

～「みえ地物一番給食の日」の献立～

（ ：三重県産 ：木曾岬町産）

6月12日（月）： 牛乳・チキンビーンズ（水煮大豆、トマト水煮、たまねぎ、鶏肉）
13日（火）： 菜飯（米）・牛乳・野菜のり和え（のり）
なすとたまねぎの味噌汁（なす、たまねぎ、豆腐、油揚げ）
14日（水）： ごはん（米）・牛乳・八宝菜（たまねぎ、たけのこ、干し椎茸）
ミニトマト
15日（木）： 牛乳・冷麦
16日（金）： 麦ごはん（米）・牛乳・チキンカレー（たまねぎ、鶏肉）



「食育」は、学校だけで完結する取組ではありません。お子さまが将来より良い食習慣を身につけ、健康に過ごせるようになるための土壌づくりとして、ご家庭でも「食育」について少し意識してみてくださいはいかがでしょうか。たとえば、「食の大切さ」についてお子さまと考えたり、給食の感想を聞いてみたり、一緒に買い物に行ったり、料理のお手伝いをしてもらったり・・・ご家庭と学校が連携することで、さらにお子さまへの「食育」の効果が期待できます。



いすみ ▼倉下唯純さん(富田子) 「JFAプレミアカップ2017」全国大会 準優勝!!

5月3日(水)～5日(金)にj-GREEN堺にて開催されたサッカーの「JFAプレミアカップ2017」で名古屋グランパスU-15に所属する倉下唯純さん(木曾岬中学校3年)が準優勝という輝かしい成績を収めました。

MFとして出場した倉下唯純さんから「今回は中学3年生になり、最初の大会でした。どの試合も厳しい試合でしたが、なんとか準優勝することができました。」というコメントがありました。加えて、「次は全国優勝できるように練習を頑張りたいと思います。」と力強い意気込みを頂きました。今後の更なる活躍が期待されます。



▼レスリングの花井瑛絵さん(源緑輪中) JOCジュニアオリンピックカップ準優勝!!

4月22日(土)～23日(日)に横浜文化体育館で開催された「JOCジュニアオリンピックカップ 女子ジュニア59kg級」で花井瑛絵さん(至学館高3年)が準優勝という輝かしい成績を収められました。

大会を終えた花井瑛絵さんから「この夏は全日本選抜選手権(明治杯)など大きな大会がありますが、インターハイ予選と日程が重なっていて出場を諦めないといけません。ですがその分、高校生最後の夏はインターハイ優勝を目指して精一杯頑張ります!」と力強い意気込みを頂きました。

今後の更なる活躍が期待されます。

▼“第1回木曾岬町長杯柔道大会”開催!!

4月9日(日)に木曾岬中学校武道館で「第1回木曾岬町長杯柔道大会」が開催されました。この大会は選手たちの意欲向上を目指すとともに、町の柔道競技人口の裾野を広げるために新たに設けられた大会です。

当日は選手の保護者をはじめ多数の観戦者が見守る中、小学生から一般の部まで白熱した試合が続き、子どもたちの頑張りや柔道の魅力が十分感じられる大会となりました。

なお、香取道場(桑名市)からは審判員、救護員の派遣にご協力頂き、スムーズな大会運営ができました。



【お知らせ】

木曾岬町柔道教室では新団員を募集しています。保育園～小学6年生までの子どもたちが中学校武道館で元気に練習していますので、ぜひ一度見学・体験に来てください。(貸し柔道着あります)

練習は月曜日・火曜日・金曜日の午後7時から行っています。



(大会結果)

小学1・2年生の部	優勝	山口 達也	準優勝	渡辺 海晴
小学3・4年生の部	優勝	伊藤 健真	準優勝	佐藤 颯記
小学5・6年生の部	優勝	金田はるか	準優勝	留場 早葵
中学生男子の部	優勝	森 拓海	準優勝	中島 翔哉
中学生女子の部	優勝	松永 理瑚	準優勝	柳澤 萌伽
一般の部	優勝	内山 愁斗	準優勝	山本 晃聖

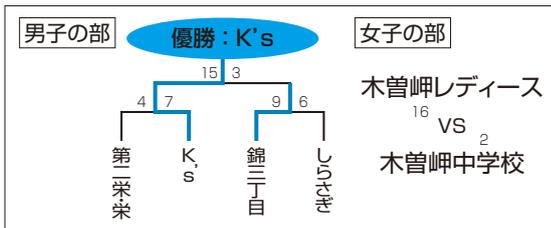
▼第40回町内ソフトボール大会結果報告

4月16日(日)、鍋田川グラウンドを会場として木曾岬町体育協会主催による“町内ソフトボール大会”が開催されました。

今大会は、男子の部に4チーム、女子の部に2チームが参加し熱のこもった試合が繰り広げられました。男子の部では強打を誇った『K's』が、女子の部では試合巧者ぶりを発揮した『木曾岬レディース』がそれぞれ優勝しました。

【試合結果】

男子の部 優勝：K's 準優勝：錦三丁目
女子の部 優勝：木曾岬レディース 準優勝：木曾岬中学校

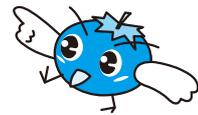


男子の部 優勝：K's



女子の部 優勝：木曾岬レディース

図書館作業をご支援いただくサポーターを募集します



現在建築中の木曾岬町立図書館は平成30年1月開館を予定し準備をすすめています。それに向けて図書館における作業を行っていただくサポーター(傷害保険あり・報酬なし)を募集します。1回2時間程度(回数については都合のつく限り)でご応募いただける方は教育委員会事務局までご連絡ください。(☎68-1617)

現在、予定しているサポーター作業は下記の(1)～(5)です。

(1) 整理サポーター・案内サポーター

- ①配架(返却図書を書架へ戻す作業)
- ②図書の整理・点検(図書を整える。分類別になっているかを確認)
- ③図書の修理(破損した本の修繕)
- ④館内利用案内
 - ・簡易レファレンス(※レファレンス・・・調べもののお手伝い、本の情報提供など)
 - ・検索端末の操作・説明
 - ・利用カード申込書、リクエストカードの記入のお手伝い
 - ・学習スペース・多目的ルーム利用案内



(2) 読み聞かせサポーター

図書館の児童コーナーで絵本の読み聞かせの企画・実施
(実施日時や回数は図書館司書と相談)

(3) 花サポーター

館内に飾る花の提供(花瓶や鉢の種類や大きさ等については相談)
・切り花 ・生け花 ・観葉植物

(4) 展示サポーター

図書館司書と協力して館内の展示コーナーの企画・展示の手伝い

(5) その他

他にお手伝いいただけそうなことがありましたら、ご連絡ください。

新刊 北部公民館 図書室だより

- そよ風のシニアごはん
人気のケアセンターが食卓の悩みを解決
ユニマットリタイアメント・コミュニティ/著
- 鬼殺し 上・下
甘 耀明(著)《カン/ヤオミン》/白水 紀子
- 青い服の女 新御宿かわせみ
平岩 弓枝
- か「く」「し」「ご」「と」
住野 よる
- SCSストーリー犯罪対策室 上・下
五十嵐 貴久
- 果鋭
黒川 博行

児童向け

- 教室はまちがうところだ
長谷川 知子
- しずくのぼうけん
M/テルリコフスカ/内田莉沙子
- ちいさなこいのぼりのぼうけん
長野 ヒデ子
- げんきにおよげこいのぼり
福田 岩緒
- ありがとまと
わたなべ あや
- 世界がもし100人の村だったら お金篇
池田 香代子

教育関連施設開館日のお知らせ

町 体育館 体育館シューズを持参の上、お越しください。

- ◎一般開放日
卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。
自由に使用できます。
11日(日) 午前9時～正午
- ◎軽スポーツ教室
スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行います。
インディアカやバドミントン、卓球などを実施しています
のでぜひ体育館へお越しください。
11日(日) 午後1時～4時

文化資料館

◎開館日
毎週日曜日
午前9時～午後4時

北部公民館

◎開館日
火～日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時



警察署コーナー



■桑名警察署 ☎(0594)24-0110
■木曾岬駐在所 ☎65-3635

ネット通販の詐欺サイトにご注意を

「欲しいものをインターネットで検索して、他より安いサイトを見つけて注文し、代金を振り込んだが、商品が届かず相手とも連絡がとれなくなった。」という相談が、数多く寄せられています。
インターネットでの商品の購入は、信頼できるサイトできるようにしましょう。

【注意が必要なサイト】

- 一般流通価格より極端に安い
- 会社概要の記載がない
ネット通販業者のサイトでは、法律で、所在地、電話番号、代表者、通販業務責任者の表示が義務付けられています。
- 日本語がおかしい
普通使わない漢字や、おかしい言い回しは要注意です。
- 連絡先のメールアドレスが、フリーメールアドレス
「@gmail.com」など、使い捨てが可能なアドレスは要注意です。
- 連絡先が携帯電話
- 最終的に口座振り込みしかできない
クレジット情報を盗まれ、使用される被害もでています。
- 振り込み先の口座が個人名義

【初めて見るサイトで注文する前に】

- 会社や店が実在するのか調べてみる
地図ソフトで調べたり、評判も調べてみましょう。
- ドメインを調べる
サイトのアドレスからWHOIS(管理者登録)情報を調べ、おかしい点がないか確認しましょう。
- 電話をして確認する
実在する店の電話番号を勝手に載せている場合もありますので、サイトが間違いなくその店のサイトなのか確認しましょう。
- ～ドメインを調べるには～
「http://□□.●●●.top/△△/」であれば「●●●.top」を調べます。
調べ方については、「ドメイン」「検索」などのキーワードで検索してみてください。
ドメインを調べると管理者情報がわかりますので、連絡先や、メールアドレス、国籍、住所、氏名などを確認しましょう。

- 警察安全相談電話 【#9110】
※平日の午前9時～午後5時まで
- 桑名警察署 0594-24-0110

町内4月の交通事故 ()…平成29年累計
●件数/10件(55件) ●死者数/0人(0人) ●負傷者数/3人(8人)



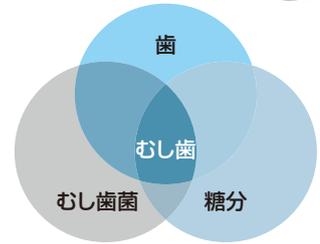
6月は、「歯と口の衛生週間」があります。 そこで、今月は**幼児のむし歯予防**についてお話しします。



むし歯はどうしてできるの？

口の中のむし歯菌が、糖を分解して酸を作り、この酸が歯の表面を溶かすことでむし歯が始まります。つまり、歯・むし歯菌・糖分の3つがそろった時にむし歯ができます。

生まれたばかりの赤ちゃんにはむし歯菌はいません。でも、口移しで食べ物を与えることなどによってむし歯菌がうつるので、注意しましょう。



むし歯にならないためには

上の図のように、歯・むし歯菌・糖分の3つがそろった時に、むし歯ができるということは、この条件がそろわなかったら、むし歯にはならないということになります。

歯…フッ素を継続的に使用することで歯の質を強くすることができます。木曾岬町では、1歳4か月児からフッ素塗布を実施し、町内幼稚園・保育園の年長・年中児に対してはフッ化物洗口(*)を行っています。

(※)フッ化物洗口とは？

幼稚園・保育園・小学校など集団の場で、規定量のフッ素が含まれた水でうがいをするもので、むし歯予防には非常に高い効果があるとされているものです。平成27年6月より町内幼稚園・保育園の年長年中児に対して実施しております。

むし歯菌…はみがき(ブラッシング)で取り除くことができます。

むし歯菌 ⇒ はみがき

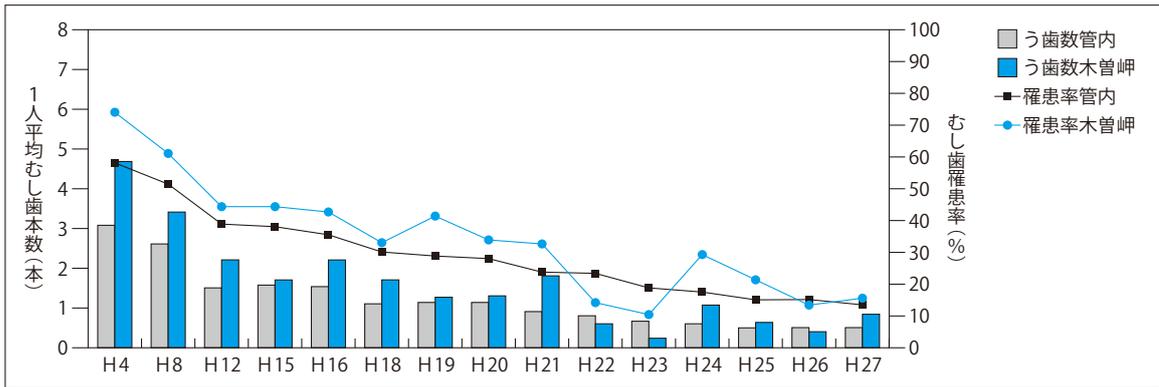
糖分…食事やおやつとり方を気をつけることで減らすことができます。



木曾岬町の子どもたちの状況は？

子どもたちのむし歯は、以前に比べてずいぶん減ってきています。

～ 3歳児健診歯科健診結果(北勢管内との比較)～



〈平成28年度木曾岬町3歳児健診〉

- ・受診者数：38名
- ・合計むし歯本数：13本
- ・むし歯のある子の数：7名!!

一人平均むし歯本数は、**0.34本!!!!**
むし歯罹患率は**18.4%**でした。



これらはとても素晴らしい結果です。

今後も、町民の皆様のご協力を頂きながら、町全体でむし歯予防に取り組んでいきたいと思ひます。

成人編

健康増進計画・食育推進計画 No.6

平成29年3月に「健康・食育やろまいプラン」が出来あがりました。

6月号広報紙に折り込みました、概要版「やろまいげんげん運動」を開くと、

『7つのやろまい行動』があります。ご家族、友人と話のネタにして、楽しく取り組んでください!

よく見えるところに
貼って!
話して、実践!

今回は、7つのやろまい行動の1つ

『まあ10分よ〜け からだを動かそまい』

特別な運動ではなく、毎日、『今より10分多くからだを動かす:「+10(プラス・テン)運動』で心も体も元気アップ! まずは、「移動」「家事」「趣味」「テレビを見ているとき」がチャンス!

すきま時間、ながら時間をみつけてみよう。

また、続ければ体重が減り、メタボ予防にもつながります。

「+10」によって「死亡のリスクを2.8%」「生活習慣病発症を3.6%」「ガン発症を3.2%」「ロコモ・認知症の発症を8.8%」低下させることが可能なのが、示唆されています。

減量効果としても、+10を1年継続すると⇒1.5—2.0kg減の効果が期待できます。

(詳細は、「厚生労働省生活習慣病予防のための健康情報サイト『e-ヘルスネット情報提供』」を参照ください。)

プラス・テン +10 から始めよう!
今より10分多くからだを動かすだけで、健康寿命をのばせます。あなたも+10で、健康を手に入れてください。

18歳~64歳 **+10** で 65歳以上
目指そう!

元気にからだを動かしましょう。1日60分!
筋力トレーニングやスポーツなどが含まれると、なお効果的です!

じっとしていません。1日40分!

いつもの動きにプラス



歩幅を広く早歩きで**+10**

いつも以上に大きな動き、いつもとちがう家事を**+10**

いつもと違う新しい動きをプラス



階段で**+10**

体操を**+10**

遠くに停めて歩いて近くなら歩きに変えて**+10**

ながらの動きをプラス



ながらストレッチ**+10**

歯みがきしながらテレビ見ながら足の運動を**+10**

ご自身の中で「いつ?」「どこで?」できるか、まずは、考えてみよう。話してみよう。

6月カレンダー

主な行事	場所	時間	備考
1 ㊦ ・人権相談 ・集団フッ素塗布 ・1歳半健診・3歳児健診	福祉・教育センター 保健センター 保健センター	午前9時～11時30分 午後1時30分～2時30分 午後1時15分～2時30分	
4 ㊦ ・町内一斉清掃	町内全域		
7 ㊦ ・第2回定例会(開会日)予定	議場	午前9時～	
8 ㊦ ・すくすくひろば ・カウンセリング	保健センター 保健センター	午前10時～11時30分	要予約 ☎68-6119
12 ㊦ ・音楽療法(子育てサロン)	福祉・教育センター集会室	午前10時30分～11時30分	
13 ㊦ ・第2回定例会(一般質問日)予定 ・のびのび指導室 ・母乳相談	議場 保健センター 保健センター	午前9時～ 午前9時30分～10時30分 午前10時～11時	要予約 ☎68-6119
15 ㊦ ・北勢地域若者サポートステーション 出張相談in木曾岬	福祉・教育センター	午前9時30分～11時30分	要予約 ☎059-359-7280
16 ㊦ ・第2回定例会(閉会日)予定 ・育児相談	議場 保健センター	午前9時～ 午後1時30分～3時	要予約 ☎68-6119
21 ㊦ ・ブックスタート	北部公民館	午後2時30分～3時30分	
23 ㊦ ・法律相談 ・発達相談	福祉・教育センター 保健センター	午前9時30分～11時30分 午前9時30分～午後3時	要予約 ☎68-6119
25 ㊦ ・日曜役場	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務

6月の納付

納付をお忘れなく!

- 住民税(6/30納期限) …………… 第1期分
- 水道料金・下水道使用料(6/30納期限) … A地区
- 幼稚園授業料(6/27納期限) …………… 6月分
- 保育園保育料(6/27納期限) …………… 6月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- 電話/0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)
 - FAX/0569-38-7859
- ※時間外は留守番電話にて対応します。

夜間・休日電話	40-9008
平日夜間 午後5:15～翌日 午前8:30/土・日・祝日・年末年始	
総務政策課	68-6100
建設課	68-6106
危機管理課	68-6101
会計課	68-6107
税務課	68-6102
議会事務局	68-6108
住民課	68-6103
教育委員会	68-1617
福祉健康課	68-6104
保健センター	68-6119
産業課	68-6105

●町のホームページ

<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2米	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 1日・5日・8日・12日・15日 19日・22日・26日・29日	毎週火・金曜日 2日・6日・9日・13日・16日 20日・23日・27日・30日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 7日・21日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 7日・14日・21日・28日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 14日	毎月第4水曜日 28日
資源ごみ	毎月第4日曜日 25日	

家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
- ※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- ※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

「グリーンカーテン用苗木(ゴーヤ)の無料配布」 盛況におわりました。

去る5月14日(日)役場前車庫において、グリーンカーテン用苗木 ゴーヤの無料配布を行いました。また、今回も桑名・員弁広域連合で生産しているし尿汚泥肥料「ソウインコンポ」の配布もし、好評をいただきました。

町では“身近にできることからチャレンジ”をキーワードにグリーンカーテン事業の普及に取り組んでおり、苗木の配布は昨年度に続き行ったものです。

今年も町内のJA木曾岬温室部会の方々に苗づくりをお願いし、ゴーヤの苗木1,000本を用意しましたが、9時からの配布にたくさんの方々にお越しいただき、盛況におえることができました。

町では、環境にやさしい町づくりを推進していくため「グリーンカーテン補助事業」も実施しています。

●申請書受付期間／6月末日まで

●補助対象／(1) 苗・種子等

(2) 支柱、プランター等の資材

申請書は、町ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

●問合せ先／役場 住民課 ☎68-6103



今年も大盛況!
苗木と肥料!

